

福島信用金庫

県北地域への移住定住者向け住宅ローンの取扱いについて

福島信用金庫（理事長 樋口郁雄）は、県北2市3町と地域密着総合連携協定を締結しておりますが、令和元年9月14日（土）に東京都内で開催される「福島圏域合同移住セミナー」に併せ、移住定住者向け住宅ローンの取り扱いを開始します。

県北地域の各自治体が取り組む移住定住促進策や空き家バンクの取組みに対して積極的に支援を行っております。今般は、2市3町との連携協定に基づき、各自治体ごとに移住・定住者向け専用住宅ローンを準備いたしました。

1. 移住定住者向け住宅ローン（無担保住宅ローン）

- ① み わく まん さい 夷・湧・満・彩 福島市・移住定住者支援ローン
- ② だてなくらし・伊達市移住定住者支援ローン
- ③ 献上桃の郷・こおり移住定住者支援ローン
- ④ あつかしの郷・国見町移住定住者支援ローン
- ⑤ 絹の里・川俣町移住定住者支援ローン

※上記商品は、令和元年8月13日（火）から取扱い開始します。

2. 商品の主な内容

- (1) 対象は、それぞれの自治体の域外から移住・定住を希望されるお客さま又は、既に移住され1年以内の住民で新たに住宅を取得またはリフォームをされる方。申込時年齢が20歳以上で、安定した収入がある方（勤続年数は問わない）公的年金を受給されている方も対象になります。
- (2) 融資限度は、最大2千万円、融資期間は最長25年以内
- (3) 担保・保証人は不要（建物の所有が必須で借地でも可能）
- (4) 店頭表示金利より全期間重視プラン・当初期間重視プランともに、別紙のとおり引き下げ致します。（変動金利は適用外）

3. 移住・定住者へのサポート

移住・定住される方が新規創業される場合は当金庫の中小企業診断士が、新規就農される方には、農業経営アドバイザーが必要な支援策によりサポート致します。

以上